

千葉家庭裁判所委員会 議事概要

1 日 時 平成19年7月13日(金) 14:00~16:00

2 場 所 千葉家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員) 穴沢 勝, 今泉由弘, 小川雅司, 加賀美幸子, 久保形法子,
小林和明, 篠塚俊夫, 染谷淑子, 岩網敏雄, 羽間京子,
星野雅紀, 増田暢也, 山田由紀子(五十音順, 敬称略)

(説明者) 桂 裕, 榊原広城, 横田真由美

4 テーマ

離婚によって離れて暮らす親と子の交流

5 議事

(1) 千葉家庭裁判所長あいさつ

委員会開催に当たり, 星野雅紀千葉家庭裁判所長からあいさつが
された。

(2) 交代委員の紹介

前回委員会から本委員会までの間に交代があった委員について,
柴野正博事務局長から紹介された。

(3) 委員長代理の指名

千葉家庭裁判所裁判官小林和明を委員長代理とすることで全会一
致した。

(4) テーマ「離婚によって離れて暮らす親と子の交流」について

ア テーマの協議に先立ち、千葉家庭裁判所における平成18年度の家事事件の動向について、桂 裕家事首席書記官から次のとおり説明があった。

(ア) 家庭裁判所で扱っている事件を事件別割合で見ると、審判事件が全事件の77%を占め、調停事件は18%、人事訴訟事件は1%、雑事件4%となっている。雑事件のほとんどは履行勧告事件である。

(イ) この10年間の新受件数の推移を全事件で見ると、10年前と比べ、家事事件総数は68%増となっている。事件別に見ると、審判事件は73.4%増、調停事件及び人事訴訟事件はそれぞれ30%から40%の増加となっているが、調停事件及び人事訴訟事件は、この3年間ほど若干減少傾向にある。

(ウ) 甲類審判事件の種別割合は、子の氏の変更、相続放棄事件で全事件の65%を占め、後見監督処分事件が7%、後見開始等事件が5%となっている。

昨今の高齢化社会や、高齢者に対する詐欺被害といった社会現象を反映して、この5年間で後見監督事件は4倍、後見開始等事件は2倍と、特に顕著な増加を示している、その他、甲類審判事件では、相続放棄の申述事件がこの10年間で倍以上の伸び率となっている。

(エ) 乙類審判事件の種別割合は、子の監護に関する処分事件が最も大きな割合を占めている。本日のテーマである面接交渉も養

育費の請求と並んで、子の監護に関する処分事件の一つである。子の監護に関する処分事件は、乙類審判事件の中でも突出して増加傾向にあるが、この傾向は、乙類調停事件においても同様である。

(オ) 一般調停では、離婚調停を中心に、婚姻中の夫婦間の調停が全体の84%を占めている。ただし、離婚調停に関しては、ここ数年、若干減少傾向にある。

(カ) 最後に、平成19年4月から離婚時年金分割制度が始まったが、55歳以上の夫婦の調停離婚成立件数と55歳未満の夫婦のそれを比較すると、昭和58年以降、前者の増加率が大きく伸びてきている。この推移は、今後、年金分割の申立ての増加にも繋がるのではないかと思われる。

イ 協議（委員長，委員，説明者）

委員

甲類事件，乙類事件とは何か。

説明者

乙類は相手方のいる事件，甲類は相手方のいない事件である。

委員

千葉家裁の統計を見たとき、全国と比べて何か特徴的なところはあるか。

説明者

全国の傾向とほぼ同様である。

委員

家事事件の統計から見えてくる問題点は何か。

説明者

成年後見事件が伸びていることを見ると、高齢社会の中で困っている人が増えているように思う。一旦、成年後見が開始されると、本人が亡くなるまで成年後見監督事件の立件が続くことが多いことから、成年後見監督事件は、累積的に増加していくことになる。成年後見人には財産の管理状況等を年に1回程度報告してもらい、裁判所で財産が適正に管理されているかを監督しているが、裁判所にとっても、その負担が増加している。

委員

期待しているほど成年後見制度の利用は伸びていないと思う。そもそも「事件」という呼び方は、何か問題が起きたかのような印象が持たれやすい。裁判所の呼び方を変えれば、もっと利用されるのではないか。

委員

「雑事件」という呼び方も、当事者には、自分の事件が「雑」か、という印象が持たれるのではないか。何か雑に扱われそうな印象もある。

説明者

雑事件の内容は、履行勧告や事件の移送、回付などであるが、一般の方から見れば、そのような印象を持たれるかも知れない。

委員長

確かに、裁判所の事務処理で使う用語と一般の方に説明する際の用語は区別した方がよいかも知れない。

成年後見事件の件数は着実に伸びていることを見ると、同制度が定着しつつあるのではないかとも思われる。

委員

今後、さらにこの制度を定着させていくためにも、「事件」という呼び方を変えていくことが裁判所の検討課題であると思う。

委員

日ごろから、当事者に対しては、「事件」という言葉はなるべく使わないように気を付けているのであるが、「今回の事件は、」などと、つい、うっかり言うってしまうこともある。

ウ テーマである「離れて暮らす親と子の交流」について

離れて暮らす親と会う子どもの気持ちを一般市民に理解してもらうため、千葉家庭裁判所が法の日週間広報行事用に作成した電子紙芝居「なつみちゃんがパパと会った日」を実演した後、上記テーマについての千葉家庭裁判所の取組について、横田眞由美主任家裁調査官から次のとおり説明があった。

(ア) 裁判所では、離婚等で離れて暮らす親と子が面会や手紙のやりとりなどの交流を行うことを「面接交渉」と呼んでいる。明文の規定はないが、昭和39年以降、審判や判決で認められるようになったものである。東京家裁昭和39年12月14日審

判では、離婚後、親権又は監護権を有しない親、つまり子どもと離れて暮らす親には、子どもの福祉を害することがない限り、子どもとの面接交渉権があり、面接交渉の実施に必要な事項について、他方の親との協議が調わないときは、家庭裁判所がこれを定めることとしている。この審判は、離婚後の夫婦の事例であったが、最高裁第一小法廷平成12年5月1日判決では、父母が別居している場合についても、家庭裁判所は、民法766条を類推適用し、家事審判法9条1項乙類4号により、相当な処分を命ずることができるとしている。このように、実務や学説では、面接交渉は子どもにとって有益であり、子どもの福祉に反しない限り認めるべきであるという考えが大勢である。

(イ) 面接交渉の新受件数は全国的に年々増加を続けているが、千葉家庭裁判所においても同様であり、平成17年こそ平成16年に比べて若干減少したものの、平成18年は平成16年をさらに上回る新受件数となっている。面接交渉は、家事審判法9条1項乙類4号の子の監護に関する処分事件として申し立てられるだけでなく、離婚や親権者変更、養育費請求等の事件でも取り決めることがある。千葉家庭裁判所において、離婚調停事件は全調停事件の約半数を占めており、未成年の子どものいる夫婦の離婚調停では、親権者や養育費と並んで、面接交渉が大きな争点となっている。

(ウ) 平成17年の千葉家庭裁判所本庁の離婚調停において両親の

離婚が成立した未成年者数は163人であるが、面接交渉の協議結果は、「別途協議」が101人、「取り決めなし」が27人、「月1回以上」が25人、「2、3か月に1回以上」が8人、「4～6か月に1回以上」が2人となっている。「別途協議」というのは、その時々の子どもの気持ち等を考えて、面接交渉の内容を臨機応変に決めていくために詳細を定めないという方法である。また、「取り決めなし」は、話し合いが付かなかったもののほか、取り決めなくても自由に会うことができるものも混在している。子どもの年齢的な傾向を見ると、年齢が低いほど回数等を定めていることが多い。逆に、子どもが意思をはっきり主張できる年齢では、取り決めをしないことが多くなっている。

(エ) 面接交渉は、家庭裁判所が扱う事件の中でも、次のような理由から、特に解決の難しい事件である。

まず、夫婦関係が破綻するときは、相手に否定的な感情を持つ者が多い。このような相手への感情が、「相手に会うことは子どもにとってマイナスである。」という結論に結びつくことがある。また、「相手と一切関わりを持ちたくない。」との思いによって面接交渉に否定的になることも多く見受けられる。特に離婚調停中の夫婦は未だ争いの渦中にあり、相手への否定的な感情が十分に整理されていない状態にあることから、子どもの気持ちや健全な成長について配慮できるまでに、

相当の時間や労力が必要であるといえる。

次に、面接交渉は明文の規定がなく、その基準が明らかでないことから、調停の場面でも、そもそも面接交渉を行うかどうかの話し合いから始めなければならない。その際、相手に対する反発から、「子どもが会いたがっていない」「子どもを連れ去られるかも知れない」等、様々な理由を挙げて面接交渉を拒否する親が多い。そのような場合には、面接交渉が子どもの健全な成長のために必要であることを理解してもらうために、両親の争いに巻き込まれている子どもの気持ちや、離れて暮らす親が子どものためにどのような役割を果たすことができるのかなどについて家庭裁判所が説明することが必要となる。

さらに、面接交渉の権利があることを裁判所が認めても、実際に実行できなければ意味がない。調停で合意に達しなかった場合、裁判所は審判で決定することになるが、両親の合意に基づくものではないことから実行されない可能性が高い。その場合は、家庭裁判所で履行勧告という手続を採ることができる。履行勧告では、家裁調査官が双方の親に会って、関係調整を図ることになる。また、地方裁判所で強制執行を行うという方法もあるが、強制的に面接交渉を行わせることは難しい。そこで、面接交渉が実施されない期間に応じて、相手に一定の賠償を命ずる「間接強制」という方法や、面接交

渉を拒否した親に損害賠償責任を認めた判例もある。しかし、それで面接交渉ができる訳ではなく、このような手続を行うこと自体が、子の福祉にマイナスとなる場合もある。したがって、問題の解決には、両親が子どものことを第一に考え、互いに協力できる態勢を作ることが不可欠であるといえる。

(オ) 家庭内の緊張を和らげようと両親の仲を取りもとうとしたり、どちらの親にも味方したいという気持ちから両親の板挟みになる子どもがいる。また、両親の離婚の原因が自分にあると思ひ込んだり、子どもの力では両親の離婚を止められないことで無力感を持ったりする。さらに、一緒に暮らしている親から見捨てられるのではないかと不安を持ち、一緒に暮らす親に過度に同調する場面もある。面接交渉は、このような子どもの心理を両親がよく理解した上で決めることが大切である。子どもは面接交渉を行うことによって、「離れて暮らす親からも愛されている」という実感を持つことができ、さらに、「自分は見捨てられていない」と確信することによって、自分の評価を高めることができる。

(カ) 家庭裁判所では、両親の対立に挟まれた子どもの気持ちを理解してもらうために、次のような取組を行っている。

面接交渉を分かりやすく説明した最高裁判所作成のDVDの活用

面接交渉において、どのような点に注意すればよいかをま

とめた千葉家庭裁判所作成の面接交渉のしおり「これから面接交渉をするお父さんとお母さんへ」の活用

家裁調査官の活用

面接交渉が問題となっている事件に，人間関係諸科学を学んだ専門職である家裁調査官が出席して，両親の争いに巻き込まれた子どもの気持ちを説明したり，子どもの健全な成長を考えた面接交渉の在り方について助言するなどしている。また，面接交渉の取り決めにあたって，子どもの状況把握が必要と考えられる場合には，家裁調査官が子どもの調査を行うことがある。調査は，家裁調査官が子どもに会って様子を観察したり，話を聴いたりしているが，子どもが小さいときは，調査官が自宅まで赴き，自然な状態の中で観察等を行うなど，子どもに負担をかけないように配慮している。

なお，子どもの年齢によって異なるが，両親の争いで傷ついている子どもが，さらに親を選ばなくてはならないような気持ちになるのは大きな負担であると考えられることから，原則的には，直接子どもに意見を求めたり，子どもの意見に従って面接交渉を決めることはない。家庭裁判所では，子どもが両親に気を遣ったり，板挟みになったりすることのないよう，親が自分たちの責任で，子どもの気持ちをよく考えて結論を出すことが望ましいと考えている。

カウンセリング室での試行面接

千葉家庭裁判所には、子どもがリラックスして自然に行動できるように、フローリング床で、ぬいぐるみや玩具も置いたカウンセリング室がある。この部屋には、ワンウェイミラーや録画機器も設置されており、一緒に暮らしている親が、別室から、面接交渉の様子を見ることもできる。このような面接交渉の試行によって、面接交渉に不安を感じている両親が自主的に面接交渉を行えるよう、調停委員や家裁調査官が援助している。

(キ) 以上のように、家庭裁判所は、子どもの健全な成長にとって、離れて暮らす親との面接交渉が非常に大切なことであると考えており、両親が子の福祉を尊重した解決ができるように、様々な働きかけを行っている。面接交渉の問題は、まさに人間関係の問題であり、家庭裁判所らしい事件であるともいえる。その解決のために、家庭裁判所の持つケースワーク的な機能やカウンセリング的な働きかけが力を発揮すると考え、様々な工夫を行っているところである。

エ 協議（ 委員長， 委員， 説明者）

委員長

離れた親が子どもと面会することを、裁判所では「面接交渉」と呼び、その言葉が定着しているが、誤解されやすい言葉でもある。「面会交流」など、その呼び方を変えようという動きもある。

委員

面接交渉を行う子どもの年齢は何歳くらいが一番多いのか。

説明者

統計的な資料はないが，0歳で定めている場合もあれば，19歳で定めている場合もあり，年齢的に特に偏りはないと思う。

委員

親権を争っている別居中の夫婦の間で子どもの面接交渉を行うときは，そのまま子どもが連れ去られてしまうのではないかと，という心配がある。今では男性も子育てに関わっていることから，人身保護事件まで発展することも少なくない。夫婦間の問題が解決した後ならよいが，両親が親権を争っている最中の面接交渉には慎重になった方が無難であると思う。そのことについて，調停委員会としてはどのように対処しているのか。

委員

御指摘のとおり，夫婦の問題が収まっていないうちに面接交渉を行うのは難しいところがある。面接交渉を求める方も，今，それを求めておかないと，将来親権争いに負けてしまうという思いもあり，解決が難しい。子どもにとって有益な交渉を行うことが大事であるという基本は変わらないので，裁判所としてもできる限り親を説得するなどの努力はしているが，うまくいかないことも多い。

委員

特に問題のない父親が，離婚は仕方がないし，親権者を母親と

することも仕方がないが，子どもとの面接交渉だけはきっちりやりたい，と希望するケースがあった。月2回ほど子どもと会っていたが，学校で子どもが絵を描いた際，その子どもだけお祖父ちゃんを描いたということを知り，大変なショックを受けたようであった。子どもとしては，父親に会えば嬉しいが，母親はそれを拒否する，という板挟みの思いにある。現実には非常に厳しいものがある。夫婦間調停中の面接交渉は，双方が相手方に否定的感情の渦中にあり，離婚，親権，面接交渉の三点セットで調停に臨む当事者が多く，面接交渉の基本である子の福祉が第一であることを理解させ，両親の協力を醸成すること重要である。

委員

子どもが連れ去られてしまうのではないかと，という思いはあると思う。本当に心配される場合もあれば，母親がそのように思っているだけの場合もある。調停委員会では，子どもを連れ去ることのないよう明確に約束させ，他方の親にも了解してもらっている。その約束に反するようなことがあれば，親権の判断で不利になることもある旨を伝えることもある。

委員

父親のところにいるときは，母親のことを口にも出さず，逆に，母親のところにいるときは，父親のことを口にも出さない。そのような傾向が感じられる。子どもの心情を大人としてどのように判断し，ケアしたらよいかの問題である。

説明者

小さな子どもでも、すごく親の顔色を見る。そのとき自分と一緒にいる親に同調する。しかし、子どもにとって、本当は両親とも大切であり、その気持ちがそのような行動を取らせることになる。子どもが板挟みとならないよう、親がしっかりと決めてもらいたいと思う。

委員

先に面接交渉ありき、という感がある。大人の論理でお互いに権利を主張している。離れた親と会うたびに、子どもの心は引き裂かれるような辛い思いをするのではないか。子どもにも、離れた親の顔を思い出さず、平穏に暮らす権利があると思う。本当の意味で子どものことを考えれば、面接を行わない方がよい場合もあるのではないか。子どものことを考えているようで、実は考えていないように思える。

委員

面接交渉は、子どもにとって本当に楽しい時間となるようにしなければならない。離れた親と会っていると、一緒に暮らしている親はよい思いをしていないと子どもが感じると、子どもは板挟みになる。そのような気持ちにならないよう、一緒に暮らしている親も嬉しいんだ、と思えるようにしなければならない。夫婦としてはうまくいかなかった二人であっても、子育てに関しては依然としてパートナーである。面接交渉の結論が先にありき、では

なく、そのような視点が大切である。

委員長

面接交渉の基本は子の福祉である。家裁調査官も、その観点から面接交渉の当否を考えており、権利義務の視点からの判断はしていない。子の福祉にとって好ましくなければ、面接交渉はさせない方がよい、と家裁調査官が進言してくる場合もある。両親に対し、子の福祉のために面接交渉がどうあるべきかについての説得や動機付けに苦慮している。

委員

表向きは面接交渉がうまくいっているように見えても、子どもの奥深い心理としては、傷ついているところがあるのではないかと思う。本当の子どもの心理を考えてみる必要がある。

委員

狭間に置かれた子どもは、虐待されている子どもに近い心理状態にあるということを大人が理解しなければならないと思う。

委員

子どもが完全な被害者である。

委員

かつてアメリカに住んでいたことがある。アメリカでは、両親が離婚しても、子ども父親の家と母親の家に半分ずつ住んだり、クリスマスや誕生日も両方の家でそれぞれ行う。そのようになれば、子どもも精神的な負担なく親と会える。そのくらい理性的に

ならなければ、子どもは親と会えないと思う。

委員

昔と比べると、親は面接交渉を理解している。一生会わせないという親はあまりなく、離婚しても、親であることに変わりはないという理解が進んでいるように思う。

委員長

悩ましい問題であるが、裁判所としても、親の葛藤を子どもに持ち込むことのないように努力しているところである。

委員

子どものための理想的な面接というものを、裁判所から、どのように親に説明しているのか。

説明者

調停委員や家裁調査官から説明しているところである。話だけでは理解できないと思われる場合には、最高裁が作成したDVDを見せたりする。そこで、両親の悩みを聞きながらやっているが、やり方は一通りではない。

委員

とてもよいことだと思う。両親に対し、このようなことを子どものために考えて欲しい、ということを裁判所からも言って欲しい。

説明者

家裁調査官は、面接交渉事件では100%立ち会うことになる。

離婚調停事件では100%とはいえないものの、面接交渉が問題となっているときは立ち会うことが多い。

委員

通常は母親が親権者となるのか。

説明者

大部分が母親であるが、今は、育児参加をしている父親も増えていることもあり、父親が親権者となる例も年々増えてきているように思う。

説明者

現在では核家族化が進み、夫婦で家事、育児を分担しているのではないかと思う。夫は育児に関してもかなり関心を持っており、以前から比べると、父親からの親権の主張が増えている。

委員

本日実演された電子紙芝居は、誰に向けてのものなのか。

説明者

法の日週間広報行事で使用する一般の方向けのものとして作成したものである。実際に争いのある親にこれを見せることができるかどうかは微妙なところもある。

委員長

面接交渉への拒否反応が強いことから、面接交渉のイメージが持てるよう作成した。これで面接交渉のイメージは掴めるのではないかと思う。最高裁作成のDVDと使い分けてもよいと思う。

この電子紙芝居も作成したばかりのものであるので、今後、使い方を模索していきたい。

委員

当事者がこれを見たら、むしろギャップを感じるのではないかと思う。

委員

NPOで面接交渉をさせる子どもを預かって親と会わせ、連れ去られないようなお手伝いをしているようである。

委員長

そういうところでやったらどうかと提言したりすることもある。弁護士事務所で会わせたこともない訳ではない。

委員

代理人も面接交渉のお手伝いをしており、毎月事務所に来ている例もある。

委員

親と子どもの面接は日帰りで行うのか。

説明者

平成17年を見ると、泊付きや、夏休みなどに何週間も、という取り決めをしたものはなかった。調停条項ではそのような面接を定めることは難しく、限定されたものにならざるを得ない。しかし、実際にはそのような面接をさせている人もいると思う。

委員

夏休みに3泊4日という条項を作成した経験もある。

委員

冷静さを取り戻していない父母に対し，子どもはどう思っているかを理解させるためにビデオなどを見せることも必要であると思う。

委員

逆にますます冷静さを失うこともあるかも知れない。

委員

同じ内容であっても，役所から説得するより，自ら体験したことのある人が語った方が説得力があるかも知れない。

委員

大人になってしまうと，子どもの頃の心理を思い出すことが難しいことから，「子どもとはこのようなものである」と思い込んでしまう。だから，「両親が離婚したことによって，このような思いをした」という20歳代くらいの方が話せばよいのではないか。

委員長

家庭裁判所は事件での関わりしか持てないため，その後，新たな事件でも申し立てられない限り，面接交渉がどのように実行されているか把握できない。その後，本当にうまくいっているのか，との思いがない訳ではない。裁判所としても，さらに効果的な方策を模索しているところであり，今後も，御示唆いただければ幸いである。

(5) その他

ア 「地裁・家裁委員会に提言する市民の会」及び「司法改革大阪各界懇談会」からの「裁判所委員会についてのアンケート調査」について、千葉家庭裁判所事務局作成の回答案のとおり回答することについて出席委員の了承を得た。

イ 当面、千葉家庭裁判所委員会においては会則を制定しないこと、準備会・分科会は設置しないことで出席委員の意見が一致した。

(6) 次回のテーマについて

次回は「試験観察」をテーマとしたい。

以 上